2017年２月15日
2025年４月１日（改正）

内部質保証の方針

１　方針

社会の多様化が進む中、高等教育機関として社会の負託に応えるため、関西大学の教育、研究、社会貢献について、学是「学の実化」や教育研究上の目的等を念頭に置き、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組を恒常的に推進する。

２　責任・役割

(1) 学部・研究科・その他部局(*1)の内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行う。組織的には、運営責任を負う組織(*2)が主体となり、当該執行部(*3)またはそれに準ずる役割を担う者と構成員が連携・協力して厳正に推進する。

(2) 全学的な内部質保証は、学長の責任の下、内部質保証推進委員会が主体となり、大学執行部(*4)とすべての構成員が連携・協力し、総体として厳正に推進する。

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、内部質保証を推進するため、組織間の連携・協力を適時適切に行う。具体的には、主に次の枠組みを活用する（別紙①参照)。

ア　学部長・研究科長会議：教学における全学的意思決定機関

イ　教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部：担当副学長の下、所管する専門的事項について全学的観点から推進する機関

ウ　内部質保証推進委員会：内部質保証のプロセスを有効に機能させる上での中心的役割を担う委員会組織

エ　IR 推進委員会：教学上の計画立案や意思決定等に資するデータを組織的に収集・分析する委員会組織

オ　自己点検・評価委員会：内部質保証において検証を行い、改善もしくは計画につなげる役割を担う機関

３　手続・運用

(1) 学部・研究科・その他部局及び全学的な内部質保証は、いずれも別紙①の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。

(2) 内部質保証システムについて、定期的に検証・改善を行う。

以上

＊1 その他部局とは、学部・研究科を除く教学組織を表す。

＊2 運営責任を負う組織とは、学部・研究科の場合は、教授会・研究科委員会のほか、学科・専攻・専修等を表し、その他部局の場合は、所管する諸活動の運営責任を負う組織を表す。

＊3 学部・研究科の執行部は、組織により異なる場合があるが、概ね学部長（研究科長)、副学部長（副研究科長)、教学主任、入試主任、学生主任、学部学生相談主事等を指す。

＊4 大学執行部は、学長、副学長、学長補佐を指す。